

別表1 全体計画認定に係る認定期間の事例

認定を受ける理由	具体的な理由	建築年により認定を行う最長期間							
		昭和56年6月1日施行法に不適合			昭和56年6月1日施行法に適合			平成12年6月1日施行法に適合	
		右記以外の規定	構造規定		右記以外の規定	構造規定(平成12年6月1日施行法に不適合)		右記以外の規定	構造規定
		規模等無制限	耐震診断による基準に不適合	耐震診断による基準に適合	規模等無制限	耐震診断による基準に不適合	耐震診断による基準に適合	規模等無制限	規模等無制限
営業や使用を停止できない合理的な理由があること。	イ。改修時期に制約がある場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ロ。改修工事を棟毎に行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ハ。改修工事範囲を建築物の区分所有者毎に行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ニ。使用を中止できにくい特殊用途のため工事範囲毎に行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
1の工事とするには申請者が用意できる資金が十分でない等の合理的な理由があること。	イ。予算執行が法律等により規制されているため年度毎に分けて改修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ロ。融資限度等の制約により、部分毎に改修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ハ。増改築の経費に対し改修に要する経費が過大である場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
改修方法の難易度が高い等の技術的な理由があること。	イ。耐震改修の施行方法の技術的難易度が高いことから、部分毎に改修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
上記以外の合理的な理由があること。	上記以外の理由により、部分的に改修を行わざるを得ない合理的な理由がある場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度